

## 第1条（規定の目的）

本規定は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行するジャックス・R—s t y l eカード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

## 第2条（本ポイントサービスの概要）

本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて当社がラブリエポイント（以下、「ポイント」といいます。）を付与します。

## 第3条（ポイント付与）

1. ポイントは、毎月当社所定の日に締め切られた新規のカード利用代金に応じて付与されるものとします。
2. 前項のカード利用代金には、E d yチャージ、n a n a c oチャージ、キャッシングサービス、カード年会費、その他当社所定のものを含まないものとします。
3. ポイントは、当社所定の日に締め切られた各月の新規カード利用代金合計金額200円（ただし、200円未満は切り捨て）ごとに1ポイント付与いたします。
4. 前項に加え、当社所定の日に締め切られた各月の新規カード利用代金合計金額200円（ただし、200円未満は切り捨て）ごとに1ポイント追加で付与いたします。
5. 前項に基づき、当社がポイント付与を行う際に、会員がカードショッピングの全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合、ポイントは付与しないものとします。

## 第4条（ポイントの有効期間）

1. ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
2. 有効期間内に第5条、第6条に定めるところによって引換がなされなかった場合、当該有効期間を経過したポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

## 第5条（還元）

当社は、各有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員から当社所定の申請方法にて申請を受け、商品等に引き換えすることにより還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近いポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

## 第6条（還元の条件）

前条の還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとします。

- (1) 有効期間内の累計ポイントが引き換え必要ポイント以上であること。
- (2) 当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

## 第7条（ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書またWEB明細サービス（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます）により通知するものとします。

## 第8条（還元商品の返還）

還元商品受け渡し後、第6条に規定する還元条件を満たしていないことが判明した場合には、会員は当社の請求に基づきただちに還元商品を当社に返還しなければならないものとします。

## 第9条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

## 第10条（権利の譲渡等）

1. 会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。
2. 会員が第3条第3項及び第4項に規定するポイント付与の対象者でないことが判明した場合、または第8条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく付与を中止し、既に付与されているポイントを失効させることができるものとします。

## 第11条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

## 第12条（本ポイントサービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品および還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

## 第13条（変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。
2. 前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

## 第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本の法律が適用されるものとします。